

§ 7 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

7-1 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建造物（建築物及び工作物）の外観において、道路その他の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建築物を景観上重要な建造物として指定します。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として現れたものであり、地域を象徴する建造物であるもの

7-2 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、枝ぶりが良好である単独のもので、市民に親しまれている樹木において、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定します。

- 樹高や樹形が、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの